

5章

機構の財務状況

財務諸表	78
貸借対照表	78
損益計算書	79
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	80
純資産変動計算書	81
キャッシュ・フロー計算書	82
重要な会計方針	83
会計方針の変更	85
追加情報	86
注記事項等	86
勘定別情報（貸借対照表関係）	101
勘定別情報（損益計算書関係）	102
附属明細書	103
参考情報	106
内部統制報告書	106
健全化判断比率等に基づく 令和4年度末貸付残高の分類	107
地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果（令和4年度末残高）	108
市場リスクに係る定量的情報	109
流動性リスクに係る定量的情報	110

機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

○貸借対照表

（単位：百万円）

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	23,550,819	23,300,200	債券	20,103,035	19,626,484
有価証券	920,000	747,000	借入金	399,500	526,500
現金預け金	353,491	497,337	金融商品等受入担保金	147,451	171,013
金融商品等差入担保金	812	1,016	その他負債	4,644	6,832
その他資産	6,193	5,748	賞与引当金	59	54
有形固定資産	2,572	2,795	役員賞与引当金	10	8
無形固定資産	976	2,231	退職給付引当金	64	74
			役員退職慰労引当金	15	15
			地方公共団体健全化基金	920,287	923,873
			基本地方公共団体健全化基金	920,287	923,873
			特別法上の準備金等	2,891,692	2,907,523
			金利変動準備金	2,200,000	2,200,000
			公庫債権金利変動準備金	682,675	701,566
			利差補てん積立金	9,017	5,957
			負債の部合計	24,466,761	24,162,382
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	298,035	334,114
			一般勘定積立金	298,035	334,114
			評価・換算差額等	△4,342	△14,579
			管理勘定利益積立金	57,808	57,808
			純資産の部合計	368,104	393,946
資産の部合計	24,834,865	24,556,329	負債及び純資産の部合計	24,834,865	24,556,329

○損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	235,867	217,989
資金運用収益	222,071	201,415
役務取引等収益	76	71
その他業務収益	15	81
その他経常収益	13,703	16,420
地方公共団体健全化基金受入額	13,691	16,410
その他の経常収益	11	10
経常費用	125,548	116,212
資金調達費用	118,786	109,678
役務取引等費用	294	282
その他業務費用	3,081	2,424
営業経費	3,385	3,826
経常利益	110,319	101,776
特別利益	43,697	53,192
固定資産処分益	—	133
公庫債権金利変動準備金取崩額	40,000	50,000
利差補てん積立金取崩額	3,697	3,059
特別損失	121,754	118,890
公庫債権金利変動準備金繰入額	81,754	68,890
国庫納付金	40,000	50,000
当期純利益	32,263	36,079

○利益の処分に関する書類【一般勘定】

令和3年度（令和4年3月31日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		32,263
当期純利益	32,263	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	32,263	32,263

(注)1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

令和4年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		36,079
当期純利益	36,079	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	36,079	36,079

(注)1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

○利益の処分に関する書類【管理勘定】

令和3年度（令和4年3月31日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		—
当期純利益	—	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	—	—

令和4年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		—
当期純利益	—	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分額		
積立金	—	—

○純資産変動計算書

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共団体 出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621
当期変動額							
当期純利益	－	32,263	32,263	32,263	－	－	32,263
出資者資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	△4,780	－	△4,780
当期変動額合計	－	32,263	32,263	32,263	△4,780	－	27,482
当期末残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△4,342	57,808	368,104

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共団体 出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△4,342	57,808	368,104
当期変動額							
当期純利益	－	36,079	36,079	36,079	－	－	36,079
出資者資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	△10,236	－	△10,236
当期変動額合計	－	36,079	36,079	36,079	△10,236	－	25,842
当期末残高	16,602	334,114	334,114	350,716	△14,579	57,808	393,946

○キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	32,263	36,079
減価償却費	495	511
資金運用収益	△222,071	△201,415
資金調達費用	118,786	109,678
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	△5
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	－	△1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12	10
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△5	0
地方公共団体健全化基金の増減額 (△は減少)	△13,691	△16,410
公庫債権金利変動準備金の増減額 (△は減少)	81,754	68,890
利差補てん積立金の増減額 (△は減少)	△3,697	△3,059
貸付金の純増 (△) 減	△406,430	250,618
債券の純増減 (△)	△308,649	△477,336
借入金の純増減 (△)	105,500	127,000
資金運用による収入	222,793	201,860
資金調達による支出	△118,238	△108,678
その他	111,819	13,231
営業活動によるキャッシュ・フロー	△399,361	973
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	3,458,300	2,741,500
有価証券の取得による支出	△3,785,300	△2,568,500
有形固定資産の取得による支出	△21	△145
無形固定資産の取得による支出	△249	△534
有形固定資産の売却による収入	－	555
投資活動によるキャッシュ・フロー	△327,271	172,875
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	△40,000	△50,000
公営競技納付金による収入	13,691	19,997
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,308	△30,002
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△752,940	143,846
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,106,432	353,491
VII 現金及び現金同等物の期末残高	353,491	497,337

○重要な会計方針

項目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 41年～47年 その他 2年～20年 (2) 無形固定資産 同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
7.収益の計上基準	当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。	同左
8.ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金 (3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
9.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左
10. 地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左

11.金利変動準備金及び 公庫債権金利変動準備金 の会計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号)第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
12.利差補てん積立金の 会計処理	公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
13.管理勘定利益積立金の 会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
14.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

○会計方針の変更

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
1.収益認識会計基準等の適用 収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用しております。なお、収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。 2.時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。	—

○追加情報

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
国庫納付について 法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和4年度から令和6年度までの3年間で総額1,300億円を国に納付することとなりました。令和4年度においては、「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年総務省・財務省令第2号)による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。	国庫納付について 法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和5年度及び令和6年度の2年間で総額1,800億円を国に納付することとなりました。令和5年度においては、「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和5年総務省・財務省令第1号)による改正後の「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金1,500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

○注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
1.貸倒引当金 (1)当事業年度の財務諸表に計上した金額 — (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。 ・「【貸借対照表に関する注記】2.貸付金」に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・「【金融商品に関する注記】1.(3)[1]①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。	1.貸倒引当金 (1)当事業年度の財務諸表に計上した金額 同左 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。 ・「【貸借対照表に関する注記】2.貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・「【金融商品に関する注記】1.(3)[1]①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【貸借対照表に関する注記】

令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 953百万円 2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上していません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,103,035百万円の一般担保に供しております。 4.特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。	1.有形固定資産の減価償却累計額 999百万円 2.貸付金 貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上していません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,626,484百万円の一般担保に供しております。 4.特別法上の準備金等 同左

【損益計算書に関する注記】

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 32,263 百万円 管理勘定 - 百万円 2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 令和3年度においては「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和3年総務省・財務省令第4号）による改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金400億円を取り崩し、同額を国に納付しております。	1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 36,079 百万円 管理勘定 - 百万円 2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 令和4年度においては「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【収益認識基準に関する注記】

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
—	当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。 役務取引等収益 役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

【金融商品に関する注記】

○令和3年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

【1】信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留

意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・ 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
- ・ 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は29,584百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は29,985百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は6,319百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は6,383百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,550,819	24,209,869	659,049
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	920,000	920,000	—
(3) 現金預け金	353,491	353,491	—
(4) 金融商品等差入担保金	812	812	—
資産計	24,825,123	25,484,172	659,049
(1) 債券	20,103,035	20,372,729	269,694
(2) 借入金	399,500	398,522	△ 977
(3) 金融商品等受入担保金	147,451	147,451	—
負債計	20,649,986	20,918,702	268,716
デリバティブ取引 ^(*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2)デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,979,994	1,733,986	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	14,000	—	※2	
合計			2,013,994	1,753,986		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,832,862	1,778,906	1,721,508	1,654,724	1,575,726	6,594,968	6,644,476	1,682,848	64,796
有価証券									
満期保有 目的のもの	920,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	353,491	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846	6,047,001	3,778,644	284,500	122,000
借入金	—	86,200	83,400	88,000	104,500	33,800	3,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	—	—	24,209,869	24,209,869
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	—	920,000	—	920,000
(3) 現金預け金	—	353,491	—	353,491
(4) 金融商品等差入担保金	—	812	—	812
資産計	—	1,274,303	24,209,869	25,484,172
(1) 債券	—	20,372,729	—	20,372,729
(2) 借入金	—	398,522	—	398,522
(3) 金融商品等受入担保金	—	147,451	—	147,451
負債計	—	20,918,702	—	20,918,702
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和4年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2)有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

該当なし

○令和4年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等の機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金を積み立てております。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理指標を設定しております。
- この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、

その時々金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デューレーションの適切な管理に取り組んでおります。

- 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・ 地方交付税の総額確保のため、令和5年度に1,000億円
- ・ 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
- ・ 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元金金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデューレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和5年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は27,521百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は27,891百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和5年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は5,727百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は5,780百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立

て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,300,200	23,626,650	326,449
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	747,000	747,000	—
(3) 現金預け金	497,337	497,337	—
(4) 金融商品等差入担保金	1,016	1,016	—
資産計	24,545,554	24,872,004	326,449
(1) 債券	19,626,484	19,553,561	△72,923
(2) 借入金	526,500	525,123	△1,376
(3) 金融商品等受入担保金	171,013	171,013	—
負債計	20,323,997	20,249,697	△74,300
デリバティブ取引 ^(*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2)デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	2,005,257	1,570,017	※3	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	10,000	—	※3	
合計			2,035,257	1,590,017		

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,802,401	1,761,538	1,716,614	1,648,313	1,573,696	6,506,316	6,563,314	1,681,801	46,201
有価証券									
満期保有 目的のもの	747,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	497,337	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券 借入金	2,335,910 86,200	2,012,996 83,400	2,069,380 88,000	1,367,846 104,500	1,782,405 140,000	5,555,523 20,800	4,080,144 3,600	304,000 -	122,000 -

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)貸付金	-	-	23,626,650	23,626,650
(2)有価証券 満期保有目的のもの	-	747,000	-	747,000
(3)現金預け金	-	497,337	-	497,337
(4)金融商品等差入担保金	-	1,016	-	1,016
資産計	-	1,245,353	23,626,650	24,872,004
(1)債券	-	19,553,561	-	19,553,561
(2)借入金	-	525,123	-	525,123
(3)金融商品等受入担保金	-	171,013	-	171,013
負債計	-	20,249,697	-	20,249,697
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-	-

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和5年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2)有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

該当なし

【有価証券に関する注記】

○令和3年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	920,000	920,000	—
	小計	920,000	920,000	—
合計		920,000	920,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

○令和4年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和5年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	747,000	747,000	—
	小計	747,000	747,000	—
合計		747,000	747,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
1.取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。 2.取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。 (1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金 (3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	1.取引の内容 同左 2.取組方針及び利用目的 同左 (1)ヘッジ会計の方法 同左 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3)ヘッジ方針 同左 (4)ヘッジ有効性評価の方法 同左

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
3.取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。 4.取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。	3.取引に係るリスクの内容 同左 4.取引に係るリスク管理体制 同左

【退職給付に関する注記】

令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)																																																				
1.採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付型の制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>52百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>22百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>7百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>64百万円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>196百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>△ 186百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>10百万円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>54百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>64百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>64百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>64百万円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>22百万円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	52百万円	退職給付費用	22百万円	退職給付の支払額	2百万円	制度への拠出額	7百万円	期末における退職給付引当金	64百万円	積立型制度の退職給付債務	196百万円	年金資産	△ 186百万円		10百万円	非積立型制度の退職給付債務	54百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64百万円	退職給付引当金	64百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64百万円	簡便法で計算した退職給付費用	22百万円	1.採用している退職給付制度の概要 同左 2.確定給付型の制度 (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>64百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>18百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>7百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>74百万円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>189百万円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>△ 174百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>15百万円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>59百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>74百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>74百万円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>74百万円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>18百万円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	64百万円	退職給付費用	18百万円	退職給付の支払額	1百万円	制度への拠出額	7百万円	期末における退職給付引当金	74百万円	積立型制度の退職給付債務	189百万円	年金資産	△ 174百万円		15百万円	非積立型制度の退職給付債務	59百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74百万円	退職給付引当金	74百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74百万円	簡便法で計算した退職給付費用	18百万円
期首における退職給付引当金	52百万円																																																				
退職給付費用	22百万円																																																				
退職給付の支払額	2百万円																																																				
制度への拠出額	7百万円																																																				
期末における退職給付引当金	64百万円																																																				
積立型制度の退職給付債務	196百万円																																																				
年金資産	△ 186百万円																																																				
	10百万円																																																				
非積立型制度の退職給付債務	54百万円																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64百万円																																																				
退職給付引当金	64百万円																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64百万円																																																				
簡便法で計算した退職給付費用	22百万円																																																				
期首における退職給付引当金	64百万円																																																				
退職給付費用	18百万円																																																				
退職給付の支払額	1百万円																																																				
制度への拠出額	7百万円																																																				
期末における退職給付引当金	74百万円																																																				
積立型制度の退職給付債務	189百万円																																																				
年金資産	△ 174百万円																																																				
	15百万円																																																				
非積立型制度の退職給付債務	59百万円																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74百万円																																																				
退職給付引当金	74百万円																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74百万円																																																				
簡便法で計算した退職給付費用	18百万円																																																				

○勘定別情報(貸借対照表関係) (令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,153,208	4,146,992		23,300,200
有価証券	747,000			747,000
現金預け金	497,337			497,337
金融商品等差入担保金	1,016			1,016
その他資産	3,336	2,411		5,748
有形固定資産	2,795			2,795
無形固定資産	2,231			2,231
一般勘定貸		601,213	△601,213	
資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△601,213	24,556,329
負債の部				
債券	15,643,892	3,982,591		19,626,484
借入金	526,500			526,500
金融商品等受入担保金	171,013			171,013
その他負債	4,140	2,691		6,832
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	74			74
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
基本地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
管理勘定借	601,213		△601,213	
特別法上の準備金等	2,200,000	707,523		2,907,523
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		701,566		701,566
利差補てん積立金		5,957		5,957
負債の部合計	20,070,788	4,692,807	△601,213	24,162,382
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	334,114			334,114
一般勘定積立金	334,114			334,114
評価・換算差額等	△14,579			△14,579
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	336,137	57,808		393,946
負債及び純資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△601,213	24,556,329

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附随する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

○勘定別情報(損益計算書関係)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	125,769	96,771	△4,552	217,989
資金運用収益	108,891	92,524		201,415
役務取引等収益	71			71
その他業務収益	81			81
その他経常収益	16,420			16,420
地方公共団体健全化基金受入額	16,410			16,410
その他の経常収益	10			10
管理勘定事務受託費	305		△305	
一般勘定貸受取利息		3	△3	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,243	△4,243	
経常費用	89,823	30,940	△4,552	116,212
資金調達費用	79,124	30,553		109,678
役務取引等費用	207	74		282
その他業務費用	2,424			2,424
営業経費	3,819	7		3,826
管理勘定借支払利息	3		△3	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,243		△4,243	
一般勘定事務委託費		305	△305	
経常利益	35,945	65,830	－	101,776
特別利益	133	53,059	－	53,192
固定資産処分益	133			133
公庫債権金利変動準備金取崩額		50,000		50,000
利差補てん積立金取崩額		3,059		3,059
特別損失	－	118,890	－	118,890
公庫債権金利変動準備金繰入額		68,890		68,890
国庫納付金		50,000		50,000
当期純利益	36,079	－	－	36,079

○附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,196	－	186	1,010	495	20	515
土地	1,659	－	327	1,332	－	－	1,332
その他の有形固定資産	669	784	1	1,452	504	118	947
有形固定資産計	3,525	784	515	3,795	999	139	2,795
無形固定資産							
ソフトウェア	1,816	475	216	2,075	997	372	1,077
その他の無形固定資産	2	1,153	2	1,153	－	－	1,153
無形固定資産計	1,819	1,628	219	3,229	997	372	2,231

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率 (%)	償還 期限
政府保証債 (国内債) 第35回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月23日 ～令和2年1月21日	3,305,000	2,815,000 (680,000)	0.001 ～ 0.977	10年
政府保証債 (国内債) 8年第4回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成27年7月30日 ～平成29年2月24日	220,032	220,019 (100,000)	0.001 ～ 0.311	8年
政府保証債 (国内債) 6年第18回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成28年5月30日 ～平成28年10月28日	200,036	－	0.001	6年
政府保証債 (国内債) 4年第11回～第13回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和3年8月26日	220,388	220,262	0.001	4年
非政府保証公募債 5年第21回～第32回地方公共団体金融機構債券	平成29年4月20日 ～令和4年12月20日	135,000	137,000 (20,000)	0.001 ～ 0.249	5年
非政府保証公募債 第35回～第166回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月20日	3,375,000	3,200,000 (415,000)	0.049 ～ 1.006	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～ 1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第103回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和5年1月23日	1,890,000	2,020,000	0.180 ～ 2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第16回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和4年10月21日	180,000	200,000	0.446 ～ 1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～ 0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～11、13～14、16、24、28～29、37、 42～43、45～47、49、51～52、54～56、 59～68、71～73、75～80、82～85、87～90、 92～93、95～98、100～109、112、115～125、 127～134、136～139、142～143、145～152、 155～164、166～169、172～179、181～210、 213～243、245～250、252～270、 272～276、278～298、300～310、 317～319、325、329～333、338～345、 348～369、371～400、403～733回 地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和5年3月31日	3,303,546	3,402,175 (283,500)	0.001 ～ 2.334	2年 ～ 40年
非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券 (変動利付)	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～ 30年

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率 (%)	償還 期限
非政府保証債 (外債) 第43～44、47～49、54、57～58、61～98、 100～101回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和5年2月22日	1,977,602	1,999,004 〔12,529百万米ドル〕 〔1,564百万豪ドル〕 〔3,880百万ユーロ〕 (435,075)	0.010 ～ 5.092	3年 ～ 15年
非政府保証債 (外債) 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	—	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
縁故債 A号第27回～第158回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月27日	2,110,000	1,960,000 (300,000)	0.069 ～ 1.020	10年
縁故債 B号第1回～第89回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	541,500	641,500	0.069 ～ 0.834	10年
縁故債 C号第1回～第89回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	715,500	845,500	0.190 ～ 1.453	20年
縁故債 D号第1回～第84回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和5年3月27日	890,000	1,040,000	0.190 ～ 1.453	20年
地方公共団体金融機構債券小計	—	19,173,606	18,814,191	—	—
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,979	84,982	2.07 ～ 2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	—	84,979	84,982	—	—
政府保証債 (国内債) 15年第4回～第5回公営企業債券	平成19年4月24日 ～平成19年7月18日	64,999	—	2.0 ～ 2.2	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,908	519,932 (99,995)	1.03 ～ 2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,921	189,927	2.39 ～ 2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	19,620	17,450 (2,170)	1.39 ～ 2.01	28年
公営企業債券小計	—	844,449	727,310	—	—
合 計	—	20,103,035	19,626,484	—	—

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,626,484百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債 (外債) 第43～44、47～49、54、57～58、61～98、100～101回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債 (外債) 第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	2,335,910	2,012,996	2,069,380	1,367,846	1,782,405

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	86,200	0.529	令和5年5月29日 ～令和6年3月15日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	399,500	440,300	0.150	令和6年4月4日 ～令和22年3月16日
合 計	399,500	526,500	—	—

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	86,200	83,400	88,000	104,500	140,000

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	59	54	59	—	54
役員賞与引当金	10	8	10	—	8
退職給付引当金	64	18	1	7	74
役員退職慰労引当金	15	9	6	1	15

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	—	—	—	—	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	682,675	68,890	—	50,000	—	701,566
合 計	2,882,675	68,890	—	50,000	—	2,901,566

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	19,997	—	16,410	—	923,873
合 計	920,287	19,997	—	16,410	—	923,873

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

○内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和5年5月26日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐藤 文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和5年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和5年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

○健全化判断比率等に基づく 令和4年度末貸付残高の分類

令和4年度の機構貸付残高23兆3,002億円のうち、23兆2,931億円、99.97%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	令和3年度末 貸付残高	割合	団体数	令和4年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	7,222	0.03%	1	7,444	0.03%	0	222	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,163	23,532,696	99.97%	2,158	23,285,671	99.97%	-5	-247,024	0.00%
合計	2,164	23,539,918	100.00%	2,159	23,293,116	100.00%	-5	-246,802	

（注）1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補填債及び公営企業債の貸付残高の合計である。

2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社（8）7,084百万円を加えると、令和4年度末貸付残高は23,300,200百万円となる。

3. 「令和4年度末貸付残高」は、総務省が令和4年度に発表した「令和3年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）」により分類。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。

6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。

7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	事業 主体数	令和3年度末 貸付残高	割合	事業 主体数	令和4年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業 主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	76,543	0.62%	2	71,459	0.60%	1	-5,084	-0.03%
健全企業	4,485	12,173,198	99.38%	4,482	11,868,872	99.40%	-3	-304,325	0.03%
合計	4,486	12,249,742	100.00%	4,484	11,940,331	100.00%	-2	-309,410	

（注）1. 「令和4年度末貸付残高」は、総務省が令和4年度に発表した「令和3年度決算に基づく資金不足比率（確報値）」により分類。

2. 「令和3年度末貸付残高」及び「令和4年度末貸付残高」は、1の内数である。

3. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

5. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。

6. 「健全企業」とは、前記5以外の事業主体である。

○地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果（令和4年度末残高）

（単位：百万円）

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	銀行法及び金融再生法 に基づく債権
機構には該当なし	破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 0 （要管理先に相当※2）		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 0 危険債権 0 要管理債権 0 [三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0]
機構貸付債権	地方道路公社の内訳 要注意先(1公社) （要管理先以外に相当※2） 1,630 (0.01%) 正常先(7公社) 5,457 (0.02%) 地方道路公社(8公社) 7,088(0.03%) 地方公共団体 (非区分※3) 23,298,724 (99.97%)	全債権 非分類(※3) 23,305,813	全債権 正常債権 23,305,813
総計	23,305,813		

（注）1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。

2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和3年度決算の数値を用いて区分している。

3. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は貸出金及び未収利息である。

4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

5. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、「銀行法に基づくリスク管理債権」及び「金融再生法に基づく開示債権」を「銀行法及び金融再生法に基づく債権」として記載している。

【参考】

※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」（以下「廃止マニュアル」という。）に準じて独自に定めたものであるが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施する。

※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と銀行法及び金融再生法に基づく債権との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ（要管理先に相当・要管理先以外に相当）に区分して表記している。

※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの（非区分）とされ、債権分類については非分類とされている。

○市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、 ΔEVE ^{注1}のTier1資本相当額^{注2}に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

(注) 1. 金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値を指します。

(注) 2. 金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととした ΔEVE のTier1資本相当額に対する比率は、令和5年3月31日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	ΔEVE のTier1 資本相当額に 対する比率 (a) = - (b) / (e)	ΔEVE (100ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額) ※利益はプラス、損失はマイナス			Tier1資本に 相当する額 (e)
		合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	10.2% ($\Delta 0.9\%$)	$\Delta 259,563$ (+19,241)	$\Delta 1,409,052$ (+11,537)	1,149,489 (+7,704)	2,536,137 (+25,842)

(注) ()内は前年同期比。

ΔEVE のTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、令和5年3月31日現在の国債レートを用いております。

c. ΔEVE の算出について

ΔEVE の算出にあたっては、令和5年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利(国債レート)について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルⅢ規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行っており、ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、翌月の機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産（＝流動性補完資産）を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付け及び貸付けに伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び資金調達に伴う元金金の支払いです。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ翌月の資金収支が予測できるため、当月末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。また、当月末時点での流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタリングをしております。

（単位：百万円、%（四捨五入により計上））

項目		令和4年3月末		令和5年3月末	
<1>流動性補完資産					
1	流動資産の合計額 ^{※1}	115,000		75,000	
<2>資金流出額		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	無担保資金調達に係る資金	0	0	0	0
3	負債性有価証券の額	410,511	410,511	250,710	250,710
4	資金流出合計額		410,511		250,710
<3>資金流入額		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
5	資金運用等に係る資金流入額 ^{※2}	348,000	307,883	273,000	188,032
6	貸付金等の回収に係る資金流入額	0	0	0	0
7	その他資金流入額 ^{※3}	0	0	0	0
8	資金流入合計額 ^{※4}	348,000	307,883	273,000	188,032
<4>流動性補完資産比率					
9	算入可能流動資産の合計額		115,000		75,000
10	純資金流出額		102,628		62,677
11	流動性補完資産比率		112		120
<参考>					
準流動資産の合計額 ^{※5}			203,483		122,337
準流動性補完資産比率 ^{※6}			310		315

※1 機構は中央銀行（日本銀行）には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金及び国庫短期証券、利付国債により保有する金額です。なお、当座預金は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。

※2 資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件を満たしたものです。

※3 その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。

※4 資金流入合計額は、資金流出合計額に75%を乗じて得た額が上限となっております。

※5 準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。

※6 準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。